



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
3月25日
第294号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県水源森林地域保全条例施行規則の一部を改正する規則 (森林政策課)	1
※滋賀県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則 (環境政策課)	1
○ 告 示	
通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示の要旨 (森林保全課)	2
通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更に係る掲示の要旨 (森林保全課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)	2
道路区域の変更 (道路保全課)	3
道路の供用開始 (道路保全課)	3
○ 公 告	
争議行為の通知公告 (労働雇用政策課)	4
令和4年度前期技能検定実施公告 (労働雇用政策課)	4
令和4年度技能検定 (随時実施する2級、随時実施する3級および基礎級) 実施公告 (労働雇用政策課)	7
公共測量終了公告 (監理課)	8
建築士免許取消し公告 (建築課)	9

規 則

滋賀県水源森林地域保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第7号

滋賀県水源森林地域保全条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県水源森林地域保全条例施行規則 (平成27年滋賀県規則第29号) の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号シ中「同条第8項」を「同条第5項」に、「大口ガス事業」を「一般ガス導管事業」に、「を除く」を「に限る」に改め、同号タを次のように改める。

タ 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業または同項第10号に規定する送電事業の用に供する同項第18号に規定する電気工作物

第10条第2項第1号チ中「ソ」を「ス」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第8号

滋賀県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県環境影響評価条例施行規則 (平成10年滋賀県規則第75号) の一部を次のように改正する。

「第7章 法対象事業等についての手続等」を「第7章 法対象事業等についての手続」に改める。

別表第1の15の項第5号を次のように改める。

(5) 工場等の新設であって、当該工場等の敷地(次に掲げる土地の部分を除く。次号において同じ。)の面積が10ヘクタール以上であるもの

ア 既に工場等の敷地である土地

イ 工場等の敷地であった土地であって、次のいずれにも該当するもの

(7) 当該工場等の廃止の日から起算して10年を経過していないこと。

(8) 当該工場等の廃止の日以後、工場等の敷地の用途以外の用途に供されたことがないこと。

別表第1の15の項第6号中「または10ヘクタール以上の土地の形状の変更を伴うもの」を削る。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

告 示

滋賀県告示第118号

令和4年滋賀県告示第26号で告示した保安林の指定施業要件の変更予定について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を長浜市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 長浜市高月町片山字北山135、167、176、177、188、字黒崎202、241、高月町西野字大浦2866-1、2866-5、2892、2893、2897から2909まで、字木戸2912から2914まで、2952、2953、2960から2967まで、字深ヶ谷2974、2975、2985、3037、3045、3046、字阿曾津3063、3088、3094、字鯉ヶ谷3202から3206まで、3208から3212まで、3216、3218、3222から3233まで、3240から3242まで、3244、3245-1、3245-2、3246から3252まで、字中ヶ谷3326から3337まで、3337-1、3349、3363、3419

- 2 通知の内容の要旨 令和4年滋賀県告示第26号のとおり

滋賀県告示第119号

令和3年農林水産省告示第1652号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を長浜市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 長浜市高月町片山字北山135、167、176、177、188、字黒崎202、241、高月町西野字大浦2866-1、2866-5、2892、2893、2897から2909まで、字木戸2912から2914まで、2952、2953、2960から2967まで、字深ヶ谷2974、2975、2985、3037、3045、3046、字阿曾津3063、3088、3094、字鯉ヶ谷3202から3206まで、3208から3212まで、3216、3218、3222から3233まで、3240から3242まで、3244、3245-1、3245-2、3246から3252まで、字中ヶ谷3326から3337まで、3337-1、3349、3363、3419

- 2 通知の内容の要旨 令和3年農林水産省告示第1652号のとおり

滋賀県告示第120号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
-----	-------	-------	--------	-------

スギ薬局おごと温泉駅前店	大津市仰木の里東一丁目1番8号	薬局	瀬津 李奈	令和4.3.1
ユタカ薬局彦根高宮	彦根市高宮町1558番	薬局	丹羽 雅俊	令和4.3.1

滋賀県告示第121号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
更生医療・育成医療	ユタカ薬局彦根高宮	彦根市高宮町1558番	薬局	丹羽 雅俊	令和4.3.1

滋賀県告示第122号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和4年3月25日から令和4年4月8日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	大河原北土山線	甲賀市土山町大河原字恋南718番3地先から	変更後	最小 10.8m く 最大 47.7m	468.0m	のり面対策工事に伴う道路区域の変更
		甲賀市土山町鮎河字大谷815番1地先まで	変更前	最小 10.8m く 最大 31.3m		
	水口甲南線	甲賀市甲南町葛木字奥垣外451番1地先から	変更後	最小 3.2m く 最大 9.2m	69.5m	待避所設置工事に伴う道路区域の変更
				甲賀市甲南町葛木字前東の264番地先まで		
		甲賀市甲南町葛木字奥垣外451番1地先から	変更前	最小 3.2m く 最大 3.7m	69.5m	
				甲賀市甲南町葛木字前東の264番地先まで		

滋賀県告示第123号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月25日から令和4年4月8日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に

供する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
水口甲南線	甲賀市甲南町葛木字奥垣外451番1地先から 甲賀市甲南町葛木字前東の264番地先まで	令和4.3.25	L=69.5m
川合千田線	長浜市木之本町川合字東山1番3地先から 長浜市木之本町古橋字与しろ1120番1地先まで	令和4.3.25	L=185.0m
丁野虎姫長浜線	長浜市新庄馬場町字粉ヌカ町298番地先から 長浜市新庄中町字花藏庵571番1地先まで	令和4.3.25	L=217.6m
	長浜市新庄中町字堂前225番地先から 長浜市新庄中町字東沖海道218番1地先まで		L=59.7m
	長浜市新庄中町字東沖海道214番4地先から 長浜市新庄中町字下萩原318番16地先まで		L=21.1m

公 告

争議行為の通知公告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、滋賀民主医療機関労働組合執行委員長 山崎勇一から令和4年3月15日付けで2022年度春闘要求に関し争議行為を行う旨の通知があったから、次のとおり公表する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 事件 滋賀民主医療機関労働組合と滋賀民主医療機関連合会に加盟する診療所および施設ならびに滋賀民主医療機関連合会法人連合(滋賀勤労者保健会およびしが医療生活協同組合)との間における争議行為
- 2 日時 令和4年3月26日以降要求貫徹に至るまでの期間
- 3 場所 滋賀民主医療機関連合会に加盟する事業所の構内または職場
- 4 概要 あらゆる形の争議行為を実施する。

令和4年度前期技能検定実施公告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定に基づき、令和4年度前期技能検定を次のとおり実施する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 級、2 級、3 級および単一等級の技能検定
- 1 実施する検定職種
 - (i) 1 級および2 級 園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業および非鉄金属鑄物鑄造)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業および高周波・炎熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、心無し研削盤作業、ホブ盤作業およびマシニングセンタ作業)、放電加工(数値制御形彫り放電加工作業およびワイヤ放電加工作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(製缶作業および構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業およびダクト板金作業)、工場板金(曲げ板金作業および打出し板金作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業および機械組立仕上げ作業)、切削工具研削(工作機械用切削工具研削作業)、ダイカスト(コールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、プラスチック成形(射出成形作業および真空成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石張り作業および石積み作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、畳製作(畳製作作業)、防水施工(アクリルゴム系塗膜防水工事作業およびシーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック

系床仕上げ工事作業および化粧フィルム工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、化学分析(化学分析作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業および金属塗装作業)、およびフラワー装飾(フラワー装飾作業)

(2) 3級 園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業および高周波・炎熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業およびマシニングセンタ作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、建築大工(大工工事作業)およびフラワー装飾(フラワー装飾作業)

(3) 単一等級 産業洗浄(高压洗浄作業)

2 試験の方法 試験は、実技試験および学科試験によって行う。

3 技能検定の受検手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

(ア) 1級

検 定 職 種	手 数 料
婦 人 子 供 服 製 造	15,100円
そ の 他 の 職 種	18,200円

(イ) 2級

検 定 職 種	手 数 料	
	一 般	若 年 者
婦 人 子 供 服 製 造	15,100円	6,100円
そ の 他 の 職 種	18,200円	9,200円

(ウ) 3級

a 学生等

検 定 職 種	手 数 料	
	一 般	若 年 者
機 械 検 査	10,100円	2,900円
そ の 他 の 職 種	12,200円	3,200円

b 学生等を除く受検者

検 定 職 種	手 数 料	
	一 般	若 年 者
機 械 検 査	15,100円	6,100円
そ の 他 の 職 種	18,200円	9,200円

注1 (イ)および(ウ)において「若年者」とは、令和4年4月1日現在において年齢25歳未満のものであって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

(a) 技能検定の受検の申請の日において雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者であること。

(b) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄に掲げる在留資格をもって本邦に在留する者ではないこと。

注2 (ウ)において「学生等」とは、公共職業能力開発施設、高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)等の生徒または学生をいう。

(エ) 単一等級

検 定 職 種	手 数 料
産 業 洗 浄	18,200円

イ 実施期日 実技試験は、令和4年6月7日(火)から令和4年9月11日(日)までの間において、別途滋賀県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所 実技試験の実施場所は、技能検定受検申請書の受付後、別途滋賀県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表 実技試験の問題を令和4年5月31日(火)に滋賀県職業能力開発協会において公表する。

ただし、一部の検定職種については、問題の全部または一部を公表しない。

オ 実際に支払う必要のある受検手数料の額および手続については、滋賀県職業能力開発協会のホームページに

掲載される情報を確認すること。

(2) 学科試験

ア 受検手数料 3,100円

イ 実施期日

検 定 職 種	実 施 期 日
園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工およびフラワー装飾	令和4年7月10日(日)
造園、金属熱処理、金属プレス加工、プラスチック成形、とび、防水施工、化学分析、塗装および産業洗浄	令和4年8月21日(日)
機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、建具製作、印刷、左官、畳製作および内装仕上げ施工	令和4年8月28日(日)
園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、強化プラスチック成形、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装およびフラワー装飾	令和4年9月4日(日)

※ 実施期日が令和4年7月10日(日)の検定職種については、3級に限る。

ウ 実施場所 学科試験の実施場所は、技能検定受検申請書の受付後、別途滋賀県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 本人確認書類の写し(氏名および生年月日が確認できるものに限る。)

ウ 実技試験または学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先 滋賀県職業能力開発協会 〒520-0865 大津市南郷五丁目2番14号 電話 077-533-0850

(3) 受付期間 令和4年4月4日(月)から令和4年4月15日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午後4時までとする。なお、郵送による場合は、令和4年4月15日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙および受検案内は、滋賀県職業能力開発協会のほか、滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課および県内各合同庁舎にて交付する。なお、申請書の用紙の郵送を希望する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書のうえ、返信用封筒(角形2号封筒)に宛先を記入し、1部の場合は切手140円分を同封し、2部以上の場合は問合せのうえ、滋賀県職業能力開発協会へ送付すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

5 手数料の納付方法 実技試験および学科試験の手料は、申請書の提出と同時に納付すること。ただし、実技試験または学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合または試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格の発表等

(1) 技能検定合格者の発表 令和4年9月30日(金)に合格者の受検番号を滋賀県公報に掲載して行う。ただし、令和4年7月10日(日)に学科試験を実施した職種については、令和4年8月26日(金)に合格者の受検番号を滋賀県公報に掲載して行う。

なお、滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)第25条第1項の規定に基づく口頭による試験結果の開示請求は、次に定めるところにより行うことができる。

ア 期間 令和4年9月30日(金)から令和4年10月31日(月)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)ただし、令和4年7月10日(日)に学科試験を実施した職種については、令和4年8月26日(金)から令和4年9月26日(月)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)

イ 時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 場所 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁東館4階

エ 持参するもの 令和4年度前期技能検定受検票および本人であることを証明する書類(運転免許証など)

オ 開示する内容 得点

カ その他 開示できる試験結果は、本人のものに限る。また、その他の方法による問合せには、一切応じない。

(2) 実技試験または学科試験の合格通知 実技試験または学科試験のいずれかに合格した者については、滋賀県職業能力開発協会が令和4年9月30日(金)に書面で通知する。ただし、令和4年7月10日(日)に学科試験を実施した職種については、令和4年8月26日(金)に書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付 1級および単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、2級および3級の技能検定合格者には滋賀県知事名の合格証書を交付するほか、技能検定合格者には厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他 技能検定について不明な点は、滋賀県職業能力開発協会(電話 077-533-0850)または滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課(電話 077-528-3755)に問い合わせること。

令和4年度技能検定(随時実施する2級、随時実施する3級および基礎級)実施公告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定に基づき、令和4年度技能検定を次のとおり実施する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大造

随時実施する2級の技能検定(基礎級または基礎1級もしくは基礎2級の技能検定および当該検定職種に係る3級の実技試験に合格した者を対象とする2級(以下「随時2級」という。))、随時実施する3級の技能検定(基礎級または基礎1級もしくは基礎2級に合格した者を対象とする3級(以下「随時3級」という。))ならびに外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)第2条第1項に規定する技能実習生を対象とする基礎級

1 実施する検定職種

(1) 随時2級および随時3級 鋳造(鋳鉄鋳物鋳造作業および非鉄金属鋳物鋳造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業およびプレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業およびマシニングセンタ作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業およびダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(溶融亜鉛めっき作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業および機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(コールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業および回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業およびプリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、染色(織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業および段ボール箱製造作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業およびブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業および石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業およびプラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業およびボード仕上げ工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業および噴霧塗装作業)および工業包装(工業包装作業)

(2) 基礎級 さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶

縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装および工業包装

2 試験の方法 試験は、実技試験および学科試験によって行う。

3 技能検定試験の受検手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料 実技試験の手数料の額は、次のとおりとする。

随時2級、随時3級および基礎級

検 定 職 種	手 数 料
機 械 検 査	15,100円
婦 人 子 供 服 製 造	15,100円
そ の 他 の 職 種	18,200円

イ 実施期日 実技試験は、令和4年4月1日(金)から令和5年3月31日(金)までの間において、別途滋賀県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所 実技試験の実施場所は、技能検定受検申請書の受付後、別途滋賀県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表 実技試験問題は、あらかじめ滋賀県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部または一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日 学科試験は、令和4年4月1日(金)から令和5年3月31日(金)までの間において、別途滋賀県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所 学科試験の実施場所は、技能検定受検申請書の受付後、別途滋賀県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 本人確認書類の写し(氏名および生年月日が確認できるものに限る。)

ウ 実技試験または学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先 滋賀県職業能力開発協会 〒520-0865 大津市南郷五丁目2番14号 電話 077-533-0850

(3) 受付期間 随時受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙および受検案内は、滋賀県職業能力開発協会で作成する。なお、申請書の用紙の郵送を希望する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書のうえ、返信用封筒(角形2号封筒)に宛先を記入し、1部の場合は切手140円分を同封し、2部以上の場合は問合せのうえ、滋賀県職業能力開発協会へ送付すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

5 手数料の納付方法 実技試験および学科試験の手数料は、申請書の提出と同時に納付すること。ただし、実技試験または学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合または試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格の発表等

(1) 実技試験または学科試験の合格通知 実技試験または学科試験のいずれかに合格した者については、滋賀県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付 随時2級、随時3級および基礎級の技能検定合格者には、滋賀県知事名の合格証書を交付するほか、随時2級および随時3級の技能検定の合格者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能土章が交付される。

7 その他 技能検定について不明な点は、滋賀県職業能力開発協会(電話 077-533-0850)または滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課(電話 077-528-3755)に問い合わせること。

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大津市長 佐藤 健司か

ら公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 大津市全域
- 3 作業の終了日 令和4年2月28日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人水資源機構琵琶湖開発総合管理所長 田野 弘明から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(2級水準測量)
- 2 作業の地域 長浜市南浜町、大浜町
- 3 作業の終了日 令和4年2月28日

建築士免許取消し公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により次のとおり建築士の免許を取り消したので、同条第2項の規定により公告する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 免許の取消しをした年月日 令和4年3月10日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名 小嶋孝重
二級建築士または木造建築士の別 二級建築士
登録番号 第1189号
- 3 免許の取消しの理由 建築士法第8条の2第1号に基づく届出があったため

